

所得税及び復興特別所得税と市民税・県民税の 申告期限は3月17日(月)です

※各会場へは、なるべく公共交通機関をご利用ください

所得税及び復興特別所得税の確定申告

豊橋税務署(☎52・6201)

※自動音声案内です

所得税及び復興特別所得税の確定申告とは、毎年1月1日～12月31日の1年間に生じた全ての所得の金額と、それに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

復興特別所得税

平成25～49年の各年分の所得税とあわせて申告・納付することとされており、税額は各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じた金額です。また、平成25年1月1日～49年12月31日に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税があわせて徴収されています。

確定申告が必要な方

- ① 給与所得があり、次の⑦～⑨のいずれかに該当する⑦ 給与の収入金額が2千万円を超える
- ⑧ 給与を1か所から受けていて

各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える⑨ 給与を2か所以上から受けている(年末調整を受けない従たる給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える)⑩ 公的年金等に係る雑所得があり、所得控除を差し引くと残額がある(公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。なお、この場合であっても、還付を受けるための申告書を提出することができません)⑪ 個人の事業・不動産所得者で、平成25年分の所得金額の合計額が、所得控除の合計額より多くなる⑫ 土地・建物などを売却し、譲渡所得とその他の所得の合計額が、所得控除の合計額より多くなる

還付申告をすれば

税金が還付される方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、主に次のような場合で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっているときには、

還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。① 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける② 病気や、けがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける③ 住宅借入金などで家屋の新築・購入・増改築などをし、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける

確定申告書の提出

確定申告書は、住所地などの所轄の税務署の受け付けに持参するほか、e-Taxによる送信(電子申告)または郵便や信書便の送付により提出できます。

提出先 豊橋税務署(〒440 8504 大田町1-11 豊橋地方合同庁舎内※期間中は1階に申告会場あり) **その他** e-Taxを利用すると、次の特典があります。① 医療費の領収書や源泉徴収票などは、記載内容を入力し送信することにより、書類の提出を省略できる(税務署から書類の提出または提示をお願いすることがあります)② e-Taxによる還付申告は早期処理される

※e-Taxを利用するには、電子証明書・ICカードリーダー

イタが必要。詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください

確定申告の相談など

とき 2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜日を除く)午前9時～午後5時※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください。また、2月23日(日)、3月2日(日)は申告相談を行います。混雑が予想されますので、なるべく平日にお越しください。 **ところ** 豊橋地方合同庁舎内1階申告会場 **その他** 前年以前にe-Taxで申告などの手続きをした方は、利用者識別番号および暗証番号の分かるものをご持参ください。利用者識別番号や暗証番号を忘れてしまった場合、事前に変更等届出書を提出する必要があります

税理士による無料税務相談

とき 2月17日(月)～3月4日(火)(土・日曜日を除く)午前9時30分～正午、午後1時～4時 **ところ** 公会堂1階(八町通二丁目) **対象** 次のいずれかに該当する方①平成24年分の所得金額が300万円以下②平成25年分の消費税の基準期間(平成23年分)の課税売上高が3千万円以下で、かつ、①に該当する③ 給与所得者および年金受給者 **その他** 株式会社や土地などの譲渡所得、山林所得および贈与税の申告受付・相談はできません

市民税・県民税の申告

市民税課(☎51・220002207)

申告書は、市民税・県民税だけでなく、国民健康保険税、介護保険料、所得証明などの基礎資料になります。申告する方は、必ず事前に必要な書類の確認、医療費の集計をし、ご不明な点は来場前にお問い合わせください。 **申告が必要な方**

平成26年1月1日現在で市内在住かつ所得税及び復興特別所得税についての確定申告の義務がない方で、主に次のいずれかに該当する方① 給与・公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除(次ページ共通事項④参照)を追加する② 平成25年中に退職した③ 収入が雇用保険、遺族年金、障害年金などの非課税所得のみ④ 給与所得(退職所得含む)や公的年金等に係る雑所得以外の所得(営業等、農業、不動産、配当など)の合計額が20万円以下⑤ 平成25年中に収入がなかった(市内に在住する親族の配偶者控除や扶養控除、扶養親族の対象になっている方を除く)

申告受付・相談

とき 2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜日を除く)午前9時～午後4時 **ところ** 公会堂1階 **その他** 出張受付・相談会場については次ページ参照。混雑状況により受付時間を変更する場合や、申告者の書類の準備状況

■出張受付・相談会場

受付時間は午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

とき	ところ	とき	ところ
2月18日(火)	吾妻町公民館	3月3日(月)	二川南校区市民館
	小池公民館		石巻校区市民館
2月19日(水)	杉山地区市民館	3月4日(火)	老津校区市民館
	豊岡地区市民館		大清水地域福祉センター
2月20日(木)	大村校区市民館	3月5日(水)	前芝地区市民館
	賀茂校区市民館		天伯校区市民館
	多米校区市民館		谷川校区市民館
2月21日(金)	本郷地区市民館	3月6日(木)	東陵地区市民館
2月24日(月)	二川校区市民館	3月7日(金)	石巻地区市民館
	嵩山校区市民館		市民文化会館
2月25日(火)	牟呂地区市民館	3月10日(月)	吉田方地区市民館
	西郷校区市民館		幸校区市民館
2月26日(水)	アイプラザ豊橋	3月11日(火)	牛川校区市民館
2月27日(木)	2階小ホール※		大崎校区市民館
2月28日(金)	東部地区市民館	3月12日(水)	高豊地区市民館
	津田校区市民館		羽根井地区市民館
			五並地区市民館
			野依校区市民館
			花田校区市民館

※生活家庭館からアイプラザ豊橋へ会場が変更となりました

東海税理士会豊橋支部に所属する税理士による申告受付・相談を無料で行います。

とき 3月5日(水)～17日(土)・日曜日を除く)午前9時30分～正午、午後1時～4時※混雑状況により受付時間を早めに終了する場合があります **ところ** 公会堂1階 **対象** 8ページ記載の「税理士による無料税務相談」と同じ

東海税理士会豊橋支部からのお知らせ
市民税課 ☎51・220002207

により受け付けの順番を変更する場合があります。また、申告書は持参するほか、郵便や信書便の送付により提出できます **提出先** 市役所市民税課(西館2階)440-8501住所不要

「共通事項」申告に必要なもの
①申告書と印鑑 ②計算機器 ③給与・公的年金の平成25年分源泉徴収票(原本) ④事業所得者などは、青色決算書または収支内訳書、その他帳簿書類など ⑤雑損・寄附金・医療費・社会保険料・生命保険料・地震保険料・障害者控除を受ける場合、証明書・領収書・障害者手帳など ⑥配偶者(特別)・扶養控除を受ける場合、配偶者・被扶養者の収入金額がわかるもの ⑦税金が還付になる場合は、本人名義の預貯金通帳 ⑧本人確認ができる書類(運転免許証など) ⑨委任状(本人または親族以外が代理で市民税・県民税の申告をする場合)

ご意見募集します
パブリックコメント
(市民意見提出制度)

パブリックコメント(市民意見提出制度)
みなさんの意見を募集します

■豊橋市情報化計画(案)

この計画は、本市の情報化を推進していくにあたっての基本的な考え方と取り組みの方針を示し、施策を計画的に推進するため策定するものです。

募集期間 2月14日(金)～3月16日(日) **閲覧**

場所 市役所情報企画課(西館6階)・じょうほうひろば(東館1階)、カリオンビル、各窓口センター、各地区市民館、中央図書館、パブリックコメントホームページ(http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_soumu/gyousei/pubcome/) **問い合わせ** 情報企画課 ☎440-8501住所不要 ☎51・2008

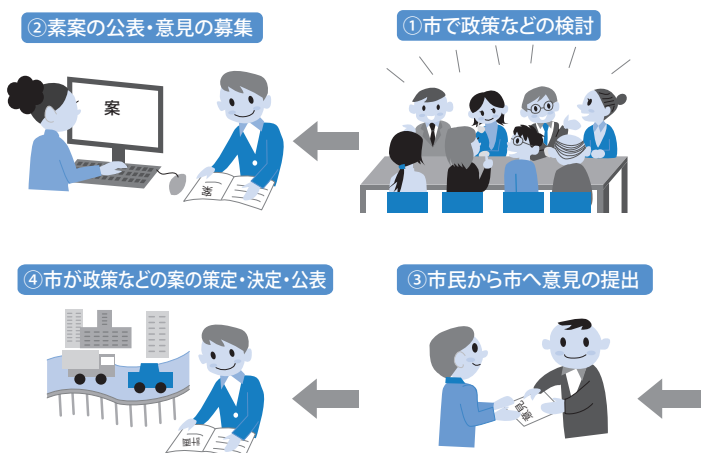
■豊橋市自転車活用推進計画(案)

この計画は、本市の都市交通体系における自転車の位置付けを明確にするとともに、自転車の通行空間および利用環境の整備、安全利用の促進などにより、自転車の活用を推進するため策定するものです。

募集期間 2月13日(木)～3月14日(金) **閲覧**

場所 市役所都市交通課(東館9階)・じょうほうひろば、カリオンビル、各窓口センター、各地区市民館、中央図書館、パブリックコメントホームページ **問い合わせ** 都市交通課 ☎440-8501住所不要 ☎51・2621 ☎56・5108 toshikotsu@city.toyohashi.jp

パブリックコメントの流れ



「共通事項」その他 寄せられた意見や、それに対する市の考え方は、市のホームページなどで後日公表します。個々の意見に直接回答することはありません **意見提出** 期間内に直接、郵送、FAX、Eメールで意見、住所、氏名(法人・団体の場合は所在地、名称、代表者氏名)、連絡先(電話番号やEメールアドレス)を各問い合わせ先※様式は自由ですが、Eメールの場合はテキスト形式で提出してください